

第39期定時株主総会招集ご通知
(電子提供措置事項のうち交付書面省略事項)

新株予約権等の状況

会計監査人の状況

**業務の適正を確保するための
体制及び当該体制の運用状況**

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

株主資本等変動計算書

個別注記表

(2024年10月1日から2025年9月30日まで)

株式会社ニーズウェル

上記事項につきましては、法令及び当社定款第13条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様へ電子提供措置事項から上記を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対して交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

- ③ その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

会計監査人の状況

① 名称 太陽有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	23,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	23,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と太陽有限責任監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、会計監査人が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

⑥ 会計監査人が過去２年間に受けた業務停止処分

金融庁が2023年12月26日付で発表した業務停止処分の概要

(1)処分対象

太陽有限責任監査法人

(2)処分内容

契約の新規の締結に関する業務の停止３ヶ月（2024年１月１日から同年３月31日まで。ただし、既に監査契約を締結している被監査会社について、監査契約の期間更新や上場したことに伴う新規の締結を除く。）

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. コンプライアンス体制に係る「コンプライアンス規程」を整備し、法令・定款及び当社の経営理念を遵守した行動をとるための行動規範を定める。
- ロ. その徹底を図るため、コンプライアンス委員会を設置し、全社のコンプライアンスの取組みを横断的に統括する。また、コンプライアンス委員長は内部統制担当役員とし、コンプライアンス委員長を中心に役員全体の啓蒙等を行う。
- ハ. 取締役は、重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合は、取締役会に報告する。
- ニ. 取締役会は、「取締役会規則」の定めに従い、法令及び定款に定められた事項並びに重要な業務に関する事項の決議を行うとともに、取締役からの業務執行状況の報告を受けるものとする。
- ホ. 内部監査を担当する部署を設置し、「内部監査規程」に従って、内部監査を実施する。
- ヘ. 取締役会の諮問機関として、過半数が社外取締役で構成される任意の「指名・報酬委員会」を設置する。「指名・報酬委員会」は取締役、監査役、執行役員の選任に際しての方針に関する事項、取締役・監査役の選解任基準に係る事項、執行役員の選任及び解任に係る事項、取締役・監査役の報酬決定の方針及び報酬の内容に係る事項等について審議を行い取締役会に答申する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保管及び管理に関する体制

- イ. 「文書管理規程」を定め、次の各号に定める文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）を関連資料とともに保存する。
 - a. 株主総会議事録
 - b. 取締役会議事録
 - c. 監査役会議事録
 - d. 税務署その他官公庁に提出した書類の写し
 - e. その他「文書管理規程」に定める文書
- ロ. 上記文書の保管の場所及び方法は、取締役又は監査役から閲覧の要請があった場合は速やかに閲覧が可能な場所及び方法とし、その詳細を「文書管理規程」に定める。
- ハ. 上記の文書の保管期間は、法令に別段の定めのない限り「文書管理規程」に各文書の種類ごとに定める。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. リスク管理を体系的に規定する「リスク管理規程」を定める。
- ロ. 全社のリスクに関する統括をするためにリスク管理委員会を設置する。
- ハ. リスク管理委員長は内部統制担当役員とし、リスク管理委員長は、「リスク管理規程」に基づいてあらかじめ具体的なリスクを識別・分析・評価し、その対応方針を定め、また有事の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備する。
- ニ. リスク管理委員長は各部署の日常的なリスク管理の状況をモニタリングする。
- ホ. リスク管理委員長はリスク管理に関する事項を必要に応じて取締役会に報告する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 「業務分掌規程」及び「職務権限規程」により取締役の権限と責任を明確化し、また定例取締役会及び各取締役間の連携緊密化により、経営意思決定を迅速化し、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制を構築する。
- ロ. 取締役会は、経営の執行方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定し、業務執行状況を監督する。

⑤ 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

「関係会社管理規程」及び「関係会社管理項目ガイドライン」において連結子会社が当社に報告及び承認を要する事項を決定する他、定期的に「関係会社会」を開催し、連結子会社の経営状況や利益計画の進捗を把握する。

ロ. 子会社の損失の危険に関する規程その他の体制

連結子会社の取締役会は、経営成績、財政状態等に影響を及ぼすリスクを識別、分析及び評価し、適切な対応を指示する。

「関係会社会」において、連結子会社が認識したリスクについての情報の共有を図り、リスクの早期発見と未然防止に努める。

ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

連結子会社は、経営の自主性及び独立性を確保しつつ、グループの方針に則り年間計画を策定する。各社の目標と責任を明確にするとともに予算と実績の差異分析を通じて所期の事業計画の達成を図る。

連結子会社は、「取締役会規則」を整備し、取締役会を開催し、経営に関する重要事項について、審議、決議及び業務執行状況の監督を行う。また、業務執行の詳細を各種社内規程に定め、効率性を高める。

二. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

連結子会社は、継続的なコンプライアンス教育による意識改善を行うとともに、内部監査を通じて不正及び誤謬の未然防止、正確な管理情報の提供、財産の保全並びに業務活動の改善向上を図り、職務執行の法令及び定款への適合を確保することに努める。

⑥ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. コンプライアンス体制に係る「コンプライアンス規程」を整備し、法令・定款及び当社の経営理念を遵守した行動をとるための行動規範を定める。

ロ. その徹底を図るため、コンプライアンス委員会を設置し、全社のコンプライアンスの取組みを横断的に統括する。また、コンプライアンス委員長は内部統制担当役員とし、コンプライアンス委員長を中心に使用人全体の啓蒙等を行う。

ハ. コンプライアンス委員長は、社員のコンプライアンス教育を実施する。

二. コンプライアンス委員長は、社員の日常的な活動状況のモニタリングを実施する。

ホ. コンプライアンスに係る内部通報システムを設置し、電子メールによって自由に通報や相談ができる仕組みを作る。

ヘ. コンプライアンス委員長は、平素より監査役と連携し、全社のコンプライアンス体制及びコンプライアンス上の問題の有無を調査・検討し、重大な問題が生じた場合には遅滞なく取締役会に報告して対策を協議する。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役は、必要に応じて監査役の職務を補助すべき使用人を任命し、業務に必要な事項を命令することができ、その結果は監査役会に報告する。当該使用人は、取締役又は他の使用人の指揮命令を受けないものとする。

⑧ 監査役職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

上記補助者の人事異動・人事評価・懲戒処分には、監査役の承認を得なければならないものとする。

⑨ 監査役への報告に関する体制

イ. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

取締役又は使用人は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。内部監査を担当する部署は、内部監査の実施状況及び業務の状況を監査役に報告する。また、内部通報制度の通報状況について速やかに監査役に報告する。

ロ. 子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制

各連結子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、当社及び連結子会社の取締役等または使用人の職務の遂行に関する不正行為、法令又は定款に違反する事実及び会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を認めた場合は、その重要性及び緊急性に応じて、当社監査役に報告する。

⑩ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役へ報告した取締役、監査役及び使用人に対し、通報又は相談をしたことを理由として不利益な取扱いをすることを禁止し、報告者を保護する。

⑪ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用又はその債務の処理をすることとする。

⑫ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- イ. 監査役は、取締役会のほか、必要に応じて重要な会議に出席するとともに、稟議その他業務執行に関する重要な文書を閲覧する。
- ロ. 取締役又は使用人は説明を求められた場合には、監査役に対し詳細に説明することとする。
- ハ. 会計監査人及び管理部署と定期的な意見交換を行い、財務報告の適正性について確認できる体制をとる。

⑬ 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性と適正性を確保するため、金融商品取引法等の法令に準拠し、財務報告に係る内部統制の有効性を評価・報告する体制を整備する。

⑭ 反社会的勢力排除に向けた基本方針

反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、いかなる場合においても、反社会的勢力に対して関わりを持たず、金銭その他の経済的利益を提供しないことを基本方針とする。また、必要に応じ警察機関等外部の専門機関とも迅速な連携をとることとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 当社では、コンプライアンス規程、内部通報制度運用規程、財務報告に係る内部統制規程等を定め、当社の取締役及び従業員が常時閲覧できる環境を整備し、周知徹底を図っております。
- ② 当社では、本部等での会議での説明及び社内研修等を通じて、法令及び社内規程を遵守するための取組みを継続的に行っております。
- ③ 当社の監査役は、取締役会や経営会議等の重要な会議に出席し、経営監督機能を担うとともに、内部監査室や監査法人と緊密に連携することで、情報の共有化を図っております。
- ④ 当社の反社会的勢力排除の取組みとしまして、反社会的勢力対応マニュアルに基づき、新規取引先については取引開始前に、また取引開始後は定期的に、契約先が反社会的勢力でないことの調査を実施しております。

連結株主資本等変動計算書 (2024年10月1日から2025年9月30日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	908,446	794,386	3,212,165	△ 803,404	4,111,594
当期変動額					
剰余金の配当			△ 341,106		△ 341,106
親会社株主に帰属する当期純利益			887,114		887,114
自己株式の取得				△ 16	△ 16
自己株式の処分		2,023		4,575	6,599
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	2,023	546,007	4,559	552,590
当期末残高	908,446	796,409	3,758,173	△ 798,845	4,664,185

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	108,362	108,362	10,480	4,230,436
当期変動額				
剰余金の配当				△ 341,106
親会社株主に帰属する当期純利益				887,114
自己株式の取得				△ 16
自己株式の処分				6,599
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 9,571	△ 9,571	△ 401	△ 9,972
当期変動額合計	△ 9,571	△ 9,571	△ 401	542,618
当期末残高	98,790	98,790	10,079	4,773,055

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 3社
- ・主要な連結子会社の名称 株式会社コムソフト
株式会社ビー・オー・スタジオ
零壹製作株式会社

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

全ての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

i 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

ii 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

原材料

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

i 有形固定資産

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物(附属設備を含む)	15年
器具及び備品	3年～10年

ii 無形固定資産

定額法によっております。

なお、市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売数量又は見込販売収益に基づく償却額と残存有効期間（3年）に基づく均等配分額のいずれか大きい額を償却しております。また、自社利用目的のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。顧客関連資産については、効果の及ぶ期間（7年から13年）に基づく定額法により償却しております。

③ 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

④ 引当金の計上基準

i 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ii 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、翌連結会計年度支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき金額を計上しております。

iii 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、翌連結会計年度支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき金額を計上しております。

⑤ 収益及び費用の計上基準

顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

i 受注制作ソフトウェア開発契約

受注制作ソフトウェア開発契約については、ソフトウェア開発の進捗により履行義務が充足されていくものと判断しており、サービスに対する支配が顧客に一定期間にわたり移転する場合には、サービスを顧客に移転する履行義務の充足につれて一定の期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度は、その進捗を合理的に見積ることができる場合、見積総原価に対する発生原価の割合（インプット法）で算出しております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。なお、ごく短期な請負開発については完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

ii 受注制作ソフトウェア開発契約以外の役務提供契約

受注制作ソフトウェア開発契約以外の役務提供契約については、履行が完了した部分の対価を顧客から受取る権利を有している場合には、請求する権利を有している金額で収益を認識しております。

iii 商品機器等の販売

商品機器等の販売については、顧客への引渡後、顧客が検収した時点で履行義務が充足されると判断しており、一時点で充足される履行義務として、顧客が検収した時点で収益を認識しております。

なお、取引の対価は、履行義務を充足してから1年以内に受領しているため、重大な金融要素は含んでおりません。

⑥ 退職給付に係る会計処理の方法

i 確定拠出年金制度の採用

当社は、確定拠出年金制度を採用しております。確定拠出年金制度の退職給付に係る費用は、拠出時に費用として認識しております。

ii 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑦ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却に関しては、その効果が発現する期間を個別に見積り、4年から9年で均等償却を行っております。

2. 会計上の見積りに関する注記

1. 株式会社ビー・オー・スタジオ株式の取得により生じたのれん及び顧客関連資産の評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん	252,659千円
顧客関連資産	315,957千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

企業結合により取得したのれんは、取得当初の事業計画に基づいた超過収益力として認識されており、また当該顧客関連資産については、既存顧客との継続的な取引関係により生み出される将来キャッシュ・フローの現在価値として算出しております。

当社グループは、被取得企業単位でのれん及び顧客関連資産を含む資産をグルーピングしたうえで、取得当初の事業計画に基づく将来キャッシュ・フローや売上成長率等の仮定に基づいて、のれん及び顧客関連資産の回収可能性を判断しております。

のれん及び顧客関連資産の減損の兆候を把握するに当たっては、取得当初の事業計画と実績との比較や既存顧客との取引の継続の程度、経営環境の変化をモニタリングすることによって、取得時に見込んだ超過収益力の減少の有無を確認しております。

当連結会計年度において減損の兆候はありませんが、市場環境等の変化により主要な仮定に見直しが必要となった場合には、翌連結会計年度において減損損失が発生する可能性があります。

2. 受注制作ソフトウェア開発の原価総額の見積り

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

売上高	285,319千円
-----	-----------

(注) 上記の金額は、受注制作ソフトウェア開発のうち、インプット法により収益認識するもので、当連結会計年度末時点で完全に履行が完了していない案件を対象に記載しております。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等(4)会計方針に関する事項 ⑤収益及び費用の計上基準」に記載のとおり、受注制作ソフトウェア開発については、ソフトウェア開発の進捗により履行義務が充足されていくものと判断しており、サービスに対する支配が顧客に一定期間にわたり移転する場合には、サービスを顧客に移転する履行義務の充足につれて一定の期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度を見積りは、見積総原価に対する発生原価の割合（インプット法）で算出しております。受注制作ソフトウェア開発は、顧客が要求するソフトウェアの仕様や契約規模等により、開発内容に個別性があります。また、開発着手後に新たに判明した事実や状況の変化により、作業内容の変更や工数の見直しが必要となる場合があります。

開発契約の見積原価総額は、受注前に各開発案件の個別性を勘案のうえ、案件責任者が工数積算資料に基づき策定し、管轄部署の責任者が承認しております。また、開発着手後に新たに判明した事実や状況の変化があり、工数の見直しが必要となった場合には、これに応じて、案件責任者は工数積算資料の見直しを行い、管轄部署の責任者が承認しております。

このように、原価総額の見積りは、開発内容の個別性や事実及び状況の変化により不確実性を伴います。原価総額の見積りは、作業内容や工数等を開発内容に応じた一定の仮定を用いて見積ることで行われますが、作業内容の変更や工数の見直し等により見積原価総額が変動した場合には翌連結会計年度の損益に影響を与える可能性があります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

- | | |
|---|-------------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 59,061千円 |
| (2) 受取手形、売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、それぞれ次のとおりであります。 | |
| 売掛金 | 1,939,624千円 |
| 契約資産 | 313,851千円 |

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- | | |
|--------------------------------|-------------|
| (1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数 | |
| 普通株式 | 40,699,200株 |
| (2) 当連結会計年度の末日における自己株式の種類及び数 | |
| 普通株式 | 2,825,098株 |

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決 議	株 式 の 種 類	配当金の総額 (千円)	1 株 当 たり 配 当 額 (円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2024年12月23日 定 時 株 主 総 会	普通株式	341,106	9.0	2024年9月30日	2024年12月24日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決 議 予 定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1 株 当 たり 配 当 額 (円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2025年12月23日 定 時 株 主 総 会	普通株式	利益剰余金	454,489	12.0	2025年9月30日	2025年12月24日

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については一時的な余剰資金を安全性の高い金融資産で運用し、また、経常的な資金調達については銀行借入による方針です。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、売掛金及び契約資産は、取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。

投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

敷金及び保証金は、主に建物の賃貸借契約に基づくものであり、預託先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の与信管理規程に従い、預託先の信用状況を把握するとともに、預託先に対する残高管理を行う体制としております。

営業債務である買掛金及び未払金は、全て1年以内の支払期日であります。

借入金は、運転資金の調達を目的としたものであり、全て固定金利であります。

なお、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは月次で年度資金計画を見直すなどの方法により管理しております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
① 投資有価証券※2			
その他有価証券	242,554	242,554	－
② 敷金及び保証金※3	103,763	86,958	△ 16,804
資産計	346,317	329,513	△ 16,804
① 長期借入金 (1年内返済予定を含む)	30,304	28,637	△ 1,666
負債計	30,304	28,637	△ 1,666

(※1)「現金及び預金」、「受取手形、売掛金及び契約資産」、「買掛金」及び「未払金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2)市場価格がない株式等は、「①投資有価証券」には含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	62,000
合計	62,000

(※3)連結貸借対照表における敷金及び保証金の金額と金融商品の時価等に関する事項における「連結貸借対照表計上額」との差額は、当連結会計年度末における敷金及び保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額（約定償却費及び賃借建物の原状回復費用見込額）の未償却残高33,935千円であります。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じ
て、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場におい
て形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する市
場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプ
ット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、
それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先
順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債
当連結会計年度（2025年9月30日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
其他有価証券				
株式	242,554	—	—	242,554
資産計	242,554	—	—	242,554

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債
当連結会計年度（2025年9月30日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	—	86,958	—	86,958
資産計	—	86,958	—	86,958
長期借入金 （1年内返済予定を含む）	—	28,637	—	28,637
負債計	—	28,637	—	28,637

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

敷金及び保証金

回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを、賃借している建物の残存耐用年数に相当する期間の国債の利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金（1年内返済予定を含む）

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

6. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

売上高は全て顧客との契約から生じたものであり、売上収益分解は次のとおりであります。

当連結会計年度（自 2024年10月1日 至 2025年9月30日）

(単位：千円)

	サービスライン			合計
	業務系 システム開発	IT基盤	ソリューション	
外部顧客への 売上高	6,549,813	1,435,873	2,047,215	10,032,902

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等(4)会計方針に関する事項 ⑤収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	1,527,136
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	1,939,624
契約資産(期首残高)	362,327
契約資産(期末残高)	313,851
契約負債(期首残高)	6,598
契約負債(期末残高)	11,885

契約資産は、主に未請求の受注制作ソフトウェア開発に係る対価に対するものです。契約資産は、対価に対する当社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えております。

契約負債は、契約に基づく役務の提供に先立って顧客から受け取った前受金に関するものです。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、残存履行義務に配分した取引価格については、当初予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|-----------------|---------|
| (1) 1株当たりの純資産額 | 125円76銭 |
| (2) 1株当たりの当期純利益 | 23円42銭 |

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書（2024年10月1日から2025年9月30日まで）

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	908,446	764,846	29,540	794,386	783	3,234,102	3,234,885	△ 803,404
当期変動額								
剰余金の配当						△ 341,106	△ 341,106	△ 341,106
当期純利益						887,463	887,463	887,463
自己株式の取得								△ 16
自己株式の処分			2,023	2,023				4,575
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	-	-	2,023	2,023	-	546,357	546,357	4,559
当期末残高	908,446	764,846	31,563	796,409	783	3,780,459	3,781,242	△ 798,845

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	108,362	108,362	4,242,676
当期変動額			
剰余金の配当			△ 341,106
当期純利益			887,463
自己株式の取得			△ 16
自己株式の処分			6,599
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 9,571	△ 9,571	△ 9,571
当期変動額合計	△ 9,571	△ 9,571	543,368
当期末残高	98,790	98,790	4,786,044

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

i 関係会社株式

移動平均法による原価法

ii その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

i 商品及び製品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

ii 原材料

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

iii 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物(附属設備を含む)	15年
器具及び備品	3年～10年

② 無形固定資産

定額法によっております。

なお、市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売数量又は見込販売収益に基づく償却額と残存有効期間（３年）に基づく均等配分額のいずれか大きい額を償却しております。また、自社利用目的のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法により償却しております。

(3) 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、翌事業年度支給見込額のうち当事業年度に負担すべき金額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、翌事業年度支給見込額のうち当事業年度に負担すべき金額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① 受注制作ソフトウェア開発契約

受注制作ソフトウェア開発契約については、ソフトウェア開発の進捗により履行義務が充足されていくものと判断しており、サービスに対する支配が顧客に一定期間にわたり移転する場合には、サービスを顧客に移転する履行義務の充足につれて一定の期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度は、その進捗を合理的に見積ることができる場合、見積総原価に対する発生原価の割合（インプット法）で算出しております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。なお、ごく短期な請負開発については完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

② 受注制作ソフトウェア開発契約以外の役務提供契約

受注制作ソフトウェア開発契約以外の役務提供契約については、履行が完了した部分の対価を顧客から受取る権利を有している場合には、請求する権利を有している金額で収益を認識しております。

③ 商品機器等の販売

商品機器等の販売については、顧客への引渡後、顧客が検収した時点で履行義務が充足されると判断しており、一時点で充足される履行義務として、顧客が検収した時点で収益を認識しております。

なお、取引の対価は、履行義務を充足してから1年以内に受領しているため、重大な金融要素は含んでおりません。

(6) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理の方法

確定拠出年金制度

当社は、確定拠出年金制度を採用しております。確定拠出年金制度の退職給付に係る費用は、拠出時に費用として認識しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

1. 関係会社株式（株式会社ビー・オー・スタジオ）の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式	789,250千円
--------	-----------

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、関係会社株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときには、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、減損処理を行うこととしております。

関係会社株式は、取得当初の事業計画に基づく超過収益力を加味して取得していることから、関係会社株式の評価の基礎となる実質価額の算定においても、これらを加味しております。

当事業年度末において、関係会社株式の実質価額は著しく低下している状況ではないと判断しておりますが、実質価額に含まれるのれんや顧客関連資産の評価は、連結計算書類に計上されているのれん及び顧客関連資産と同様、会計上の見積りに係る仮定に影響を受けることから、市場環境等の変化により主要な仮定に見直しが必要となった場合には、翌事業年度の計算書類において、関係会社株式評価損が発生する可能性があります。

2. 受注制作ソフトウェア開発の原価総額の見積り

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

売上高 275,498 千円

(注) 上記の金額は、受注制作ソフトウェア開発のうち、インプット法により収益認識するもので、当事業年度末時点で完全に履行が完了していない案件を対象に記載しております。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記(5) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおり、受注制作ソフトウェア開発については、ソフトウェア開発の進捗により履行義務が充足されていくものと判断しており、サービスに対する支配が顧客に一定期間にわたり移転する場合には、サービスを顧客に移転する履行義務の充足につれて一定の期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度を見積りは、見積総原価に対する発生原価の割合（インプット法）で算出しております。受注制作ソフトウェア開発は、顧客が要求するソフトウェアの仕様や契約規模等により、開発内容に個性があります。また、開発着手後に新たに判明した事実や状況の変化により、作業内容の変更や工数の見直しが必要となる場合があります。

開発契約の見積原価総額は、受注前に各開発案件の個性を勘案のうえ、案件責任者が工数積算資料に基づき策定し、管轄部署の責任者が承認しております。また、開発着手後に新たに判明した事実や状況の変化があり、工数の見直しが必要となった場合には、これに応じて、案件責任者は工数積算資料の見直しを行い、管轄部署の責任者が承認しております。

このように、原価総額の見積りは、開発内容の個性や事実及び状況の変化により不確実性を伴います。原価総額の見積りは、作業内容や工数等を開発内容に応じた一定の仮定を用いて見積ることで行われますが、作業内容の変更や工数の見直し等により見積原価総額が変動した場合には翌事業年度の損益に影響を与える可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

- | | |
|--|-------------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 44,344千円 |
| (2) 売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、それぞれ次のとおりであります。 | |
| 売掛金 | 1,816,238千円 |
| 契約資産 | 303,048千円 |
| (3) 関係会社に対する金銭債権、債務 | |
| 短期金銭債権 | 1,434千円 |
| 短期金銭債務 | 29,471千円 |
| (4) 保証債務 | |
| 子会社が締結した定期建物転賃借契約（契約期間5年）に基づく | |
| 賃料支払いに対する連帯保証 | |
| 株式会社ビー・オー・スタジオ | 65,994千円 |

4. 損益計算書に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| 関係会社との取引高 | |
| 営業取引による取引高 | |
| 売上高 | 37,441千円 |
| 仕入高 | 251,211千円 |
| 営業取引以外の取引高（収入） | 48,421千円 |
| 営業取引以外の取引高（支出） | 2,136千円 |

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

- | | |
|------------------------|------------|
| 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数 | |
| 普通株式 | 2,825,098株 |

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	99,491千円
役員賞与引当金	2,178千円
未払事業税	19,254千円
譲渡制限付株式報酬	10,996千円
株主優待関連費用	48,304千円
その他	6,817千円

繰延税金資産合計 187,042千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	43,600千円
--------------	----------

繰延税金負債合計 43,600千円

繰延税金資産の純額 143,442千円

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債金額の修正

2025年3月31日に「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が成立し、2026年4月1日以後に開始する事業年度より、新たな付加税「防衛特別法人税」が課されることになりました。

これに伴い、2026年10月1日以後に開始する事業年度以降において解消が見込まれる一時差異等については、繰延税金資産及び繰延税金負債を計算する法定実効税率を30.62%から31.52%に変更し計算しております。

この税率変更による影響は軽微であります。

7. リースにより使用する固定資産に関する注記

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社

種 類	会 社 等 の 名 称	議決権等の所有 (被所有割合(%))	関連当事者 との 関 係	取 引 内 容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
子会社	株式会社 ビー・オー・スタジオ	所有直接 100%	役員の兼任 債務保証	定期建物転賃 借契約の賃料 相当額の保証 (注)	65,994	－	－

(注) 当社は賃料支払いに対し連帯保証を行っており、保証料は受領しておりません。

9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解する基礎となる情報について、「連結注記表 6. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しておりますので注記を省略しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たりの純資産額	126円37銭
(2) 1株当たりの当期純利益	23円43銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。